

# 学校法人 創価大学つばさ保育所

## 平成 30 年度 募集要項(法人枠用)

### 1、入所期間

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

※平成 29 年度 4 月 1 日現在、0 歳児、1 歳児で入所の方は、原則、次年度の継続入所を認めます。

継続を希望する場合は、平成 30 年度募集期間中に「入所申込書」を提出して下さい。

### 2、対象児童

本学および創価女子短期大学の専任教員・専任職員を保護者とする児童であり、保育を必要とする者。

ただし、上記の児童であっても、著しく心身に障害のある児童や病気療養中の児童は入所できません。

※希望者多数により、利用できない場合があります。

### 3、募集定員

0 歳児～2 歳児までの 7 名 (法人枠)

※年齢別に採用枠は設けませんが、継続した保育を行う観点から、目安として、年齢別に、0 歳児 3 名、1 歳児 2 名、2 歳児 2 名の採用を予定しています。

また、法人枠とは別に八王子市民枠 3 名があり、全体で 10 名定員となります。

### 4、申込期間

12 月 1 日 (金) ～12 月 15 日 (金) 17:00 締切厳守

※なお、平成 30 年 2 月以降、法人枠 (7 名) が埋まらない場合は、随時、募集を行います。

### 5、申込み方法

入所申込書を創価大学学内保育所 募集受付担当係(学事部研究支援課内)へ提出してください。

直通電話 042-691-9492

※入所申込書は、男女共同参画推進センターHPよりダウンロードして、ご利用ください。

郵送での申し込みはできません。

## 6、「入所申込書」提出から「入所許可」までの流れ

- 1) 創価大学学内保育所 募集受付担当係（学事部研究支援課内）にて「入所申込書」を受理、資格要件の確認の後、「申込み受理書および今後の手続きについて」を発行いたします。
- 2) 「入所申込書」は、募集受付担当係より創価大学つばさ保育所へ申し送ります。
- 3) 1月中旬を目処につばさ保育所より申込者に対し、居住する自治体への「入所の手続き」について説明があります。
- 4) 申込者は、居住する自治体に、選考を受けるための「入所手続き」を行います。選考は、各自治体が行います。
- 5) 自治体による審査の結果、入所の可否が申込者に通知されます。

## 7、入所面接

1月下旬～2月上旬の期間に、入所準備のため、お子様の健康状態や、ご家族の状況などについて、つばさ保育所の保育担当者と十分に情報交換を行い、慣らし保育から本格的な保育への理解を深めていくために面接をさせていただきます。

日時等は、各ご家庭ごとに設定しご連絡いたします。

## 8、保育料金及び納入方法等

別添の「八王子市 平成30年度入園のしおり」の7.利用者負担額(保育料)について(抜粋) (20頁～23頁)を参照してください。

## 9、保育施設

創価大学栄光門バス停横の建物

## 10、開所日および保育時間

開所日 日曜、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日～1月3日）以外は開所します。なお、国民の祝日・休日にも、授業実施日は開所します。

保育時間 8：00～19：00

延長保育時間 19：00～19：30

※延長保育は事前にお申し出された方に限ります。

※登所時間 8：00～9：20

※降所開始時間 16：00～

## 11、保育委託先 特定非営利活動法人 SRF Wings(サーフ・ウイングス)

## 12、お問い合わせ先

○募集・申込について： 学事部研究支援課内募集受付担当係(担当：森)

電話 042-691-9492

E-mail <https://www.soka.ac.jp/particip/>

○保育内容等について： 学校法人創価大学つばさ保育所

(担当：高橋)

電話 042-696-3553

※なお、本保育所での保育は、日本語で行います。

(多言語対応は予定しておりません。)

**【平成 30 年度募集要項 添付資料：利用者負担額（保育料）等について】**

「創価大学つばさ保育所」の利用者が負担する保育料及び納入方法等については、八王子市が定める基準により、これ以降の頁に添付します、「平成 30 年度入園のしおり」(抜粋) 7.利用者負担額（保育料）について（入園のしおり 20 頁～23 頁）をご確認ください。

なお、添付資料に記載されているいくつかの用語について、参考となる注釈を以下に記します。

**【注釈】**

○入園のしおり（抜粋）21 頁 （3）納入方法 について

創価大学つばさ保育所は、「②認定こども園、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育の場合」に該当します。

○入園のしおり（抜粋）23 頁 <参考>平成 29 年度利用負担額（保育料）階層区分表（上段）

創価大学つばさ保育所は、区分表（上段）の「保育園・認定こども園（2号認定・3号認定）・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育」に該当します。

その他、ご不明な点は、八王子市こども家庭部 保育幼稚園課（直通）042-620-7369 へお問い合わせください。

## 7. 利用者負担額（保育料）について

### （1）決定方法

利用者負担額（以下「保育料」と言います。）は、次の要件から「利用者負担額（保育料）階層区分表」（P23 参照）に基づいて決定し、月額制となります。

- ① 子どものクラス年齢
- ② 支給認定（保育標準時間・保育短時間）
- ③ 世帯の市民税所得割課税額

〔 4月～8月の保育料は、平成29年度（平成28年分）市民税所得割課税額  
9月～3月の保育料は、平成30年度（平成29年分）市民税所得割課税額 〕

※ 階層区分決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した市民税所得割課税額（税額控除については、調整控除額及び税額調整額を控除したもの）を適用します。

※ 父母やお子様が祖父母の税法上の扶養になっている（扶養控除の対象になっている）場合や、父母とも非課税で、お子様と同居し、生計を同一にしている祖父母（家計の主宰者である場合に限る）がいる場合は、該当する祖父母の市民税所得割課税額で保育料を決定します。

※ 算定対象期間に海外に在住であった方は、市民税額を推定計算することがあります。詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

市民税未申告の場合や、市外からの転入者で市民税所得割課税額のわかる書類が未提出の場合は、保育料を決定することができませんので、必ず申告又は書類の提出をお願いします。

※ 八王子市外の公立保育所に在園している場合

保育料の決定：八王子市が決定します。

保育料の納付：当該保育所を管轄する市区町村に納めます。

### （2）決定通知

保育料は、入園した月の15日頃お知らせします。ただし、認定こども園、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育に決定した場合は、入園前月末までにお知らせします。

また、9月以降の保育料は、保育園については9月15日頃に、認定こども園、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育については8月末までにお知らせします。

### (3) 納入方法

#### ① 保育園の場合

保育料は、原則口座振替で納めていただきます。利用調整結果通知書発送時に口座振替依頼書を同封しますので、記入・押印のうえ、口座振替を希望される金融機関の窓口で、手続きをしてください。口座は、保護者名義でお願いします。

##### ● 4月入園者

3月15日までに金融機関で手続きをしてください。4月分から口座振替となります。

##### ● 5月以降入園者

入園月の15日までに金融機関で手続きをしてください。翌月分から口座振替となります。

※口座振替手続きが完了するまでの保育料は、納入通知書でお支払いください。(4月入園者で口座振替の手続きが間に合わなかった方は、4月半ばに園を通じて納入通知書をお渡しします。5月以降の入園者は入園決定の際に直接郵送します。)

※15日が、土・日曜、祝日となる場合は前日までに金融機関で手続きをしてください。

※口座への入金は、振替日の前日までにお願いします。振替日は、毎月末日(12月のみ27日、末日が土・日・休日の場合は翌営業日)となります。

※保育園に在園中のお子様がいる場合や転園決定者で、既に口座振替登録をしている場合は、新たに手続きをする必要はありません。

#### ② 認定こども園、家庭的保育(保育ママ)、小規模保育、事業所内保育の場合

保育料は各施設へ納めていただきます。納入方法は、各施設へ直接お問い合わせください。

### (4) 利用者負担額(保育料)の変更

住所変更、就労先の勤務時間が変わった、離婚・婚姻をした、妊娠した、修正申告をした等、家庭の状況が変わった際は、利用者負担額(保育料)の変更も発生することがあります。市に手続きが必要となりますので、必ず保育幼稚園課までお問い合わせください。

### (5) 減免

保育料の支払いが著しく困難になった場合は、減額又は免除が認められることがあります。詳しくは、保育幼稚園課へお問い合わせください。

## (6) 多子軽減の適用

入園しているお子様に兄弟がいる場合やひとり親世帯等の保育料については、以下のとおり軽減します。

認定区分	世帯区分	世帯の市民税所得割額	兄弟の年齢制限	多子軽減の内容
1号	ひとり親等 以外	77,101 円以上	小3まで	2人目半額、 3人目以降0円
		77,101 円未満	年齢制限無	2人目半額、 3人目以降0円
	ひとり親等	77,101 円以上	小3まで	2人目半額、 3人目以降0円
		77,101 円未満	年齢制限無	1人目半額、 2人目以降0円
2号	ひとり親等 以外	57,700 円以上	就学前までの在園子ども	2人目半額、 3人目以降0円
		57,700 円未満	年齢制限無	2人目半額、 3人目以降0円
3号	ひとり親等	77,101 円以上	就学前までの在園子ども	2人目半額、 3人目以降0円
		77,101 円未満	年齢制限無	1人目半額、 2人目以降0円

※ひとり親等とは…母子・父子世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子ども、又は、特別児童扶養手当の支給対象の子ども、国民年金の障害基礎年金の受給者となる在宅障害児のいる世帯、のいずれかに該当している家庭となります。

※兄弟が新制度に移行しない幼稚園又は、障害児通園施設等に在園している場合は、軽減を受けるために申請手続きが必要となる場合があります。

※多子軽減の適用判定の市民税所得割額は、利用者負担額(保育料)階層区分表の所得割のように、旧年少扶養控除等は再計算されません。

## (7) 認定こども園・幼稚園の負担金について

認定こども園・幼稚園を利用するにあたっては、幼児教育・保育の質の向上を図る上で必要な対価となる特定負担金や、制服代・通園バス代等の実費負担金など、保護者に負担していただくものがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

## 〈参考〉平成29年度利用者負担額(保育料)階層区分表

○保育園・認定こども園(2号認定・3号認定)・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育

階層区分		基本月額保育料			
		3歳クラス未満		3歳クラス以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	所得割課税額 6,000円未満	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
4	14,400円未満	8,000円	7,000円	6,000円	5,000円
5	35,400円未満	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円
6	54,400円未満	14,000円	13,000円	12,000円	11,000円
7	81,400円未満	17,000円	16,000円	15,000円	14,000円
8	102,400円未満	20,000円	19,000円	18,000円	17,000円
9	129,400円未満	23,000円	22,000円	19,000円	18,000円
10	146,400円未満	26,000円	25,000円	21,000円	20,000円
11	171,400円未満	28,000円	27,000円	23,000円	22,000円
12	195,400円未満	30,000円	29,000円	25,000円	24,000円
13	219,400円未満	33,000円	32,000円	27,000円	26,000円
14	243,400円未満	36,000円	35,000円	28,000円	27,000円
15	261,400円未満	39,000円	38,000円		
16	292,400円未満	42,000円	41,000円		
17	317,400円未満	45,000円	44,000円		
18	343,400円未満	48,000円	47,000円	29,000円	28,000円
19	357,400円未満	51,000円	50,000円		
20	357,400円以上	54,000円	53,000円		

○認定こども園(1号認定)・新制度に移行した幼稚園

階層区分	基本月額保育料	
1	生活保護世帯	0円
2	所得割非課税世帯	0円
3	所得割課税額 5,900円以下	0円
4	14,300円以下	1,500円
5	34,500円以下	4,500円
6	54,300円以下	7,500円
7	81,300円以下	10,500円
8	171,600円以下	13,500円
9	216,700円以下	19,500円
10	216,701円以上	23,000円

※階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額(税額控除については、調整控除額と税額調整額を控除したもの)を適用します。

※延長保育料については、別途かかります。各施設で保育料が異なりますので、「八王子市内保育施設一覧」でご確認ください。